

目 次

ページ

議案甲第 1 号	多久市行政手続条例の一部を改正する条例……………	1
議案甲第 2 号	多久市病院事業清算特別会計条例を廃止する条例……	4
議案甲第 3 号	多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……	5
議案甲第 4 号	多久市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を 定める条例……………	1 1
議案甲第 5 号	多久市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改 正する条例……………	1 3
議案甲第 6 号	多久市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例…………	1 4
議案甲第 7 号	多久市企業立地奨励条例……………	1 5
議案甲第 8 号	第 5 次多久市総合計画後期基本計画について……………	2 2
議案甲第 9 号	多久市過疎地域持続的発展計画について……………	2 3
議案甲第 10 号	市道路線の廃止について……………	2 4
議案甲第 11 号	市道路線の認定について……………	2 8
議案乙第 1 号	令和 8 年度多久市一般会計予算……………	別冊

議案乙第 2号	令和8年度多久市給与管理・物品調達特別会計予算…別冊
議案乙第 3号	令和8年度多久市宅地造成事業特別会計予算……………別冊
議案乙第 4号	令和8年度多久市国民健康保険事業特別会計予算…………別冊
議案乙第 5号	令和8年度多久市後期高齢者医療特別会計予算……………別冊
議案乙第 6号	令和8年度多久市下水道事業会計予算……………別冊
議案乙第 7号	専決処分の承認について（令和7年度多久市一般会計補正予算（第6号））……………32
議案乙第 8号	専決処分の承認について（令和7年度多久市一般会計補正予算（第7号））……………34
議案乙第 9号	令和7年度多久市一般会計補正予算（第8号）……………別冊
議案乙第10号	令和7年度多久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）……………別冊
議案乙第11号	令和7年度多久市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）……………別冊
議案乙第12号	令和7年度多久市病院事業清算特別会計補正予算（第2号）……………別冊

議案乙第13号	令和7年度多久市下水道事業会計補正予算 (第2号) ……………別冊
---------	--------------------------------------

議案甲第1号

多久市行政手続条例の一部を改正する条例

多久市行政手続条例（平成9年多久市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該市長等の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第32条中「この条」の次に「及び次条第2項」を、「市長等の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。」の次に「次条第2項において同じ。」を加える。

第33条第2項中「行政機関」を「市の機関」に改め、同項第3号中「当該権限」の次に「の行使」を加え、同条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

第34条の2第1項中「法令等」を「法律又は条例」に、「、本市の条例又は佐賀県の条例」を「又は条例」に、「行政機関」を「市の機関」に改め、同条第2項第3号中「法令」を「法律又は条例」に改め、同条第3項中「当該行政機関」を「当該市の機関」に、「、本市の条例又は佐賀県の条例」を「又は条例」に改める。

第34条の3第1項中「行政庁」を「市長等」に、「行政機関」を「市の機関」に改め、同条第2項第4号中「法令等」を「根拠となる法令の条項」に改め、同条第3項中「当該行政庁又は行政機関」を「当該市長等又は市の機関」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第32条、第33条第2項各号列記以外の部分及び第3号並びに第4項第2号、第34条の2第1項、第2項第3号及び第3項並びに第34条の3第1項、第2項第4号及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多久市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、前項本文に掲げる規定の施行の日以後にする通知について適用し、同

日前にした通知については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

多久市長 香 月 正 則

(提案理由)

行政手続法の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第2号

多久市病院事業清算特別会計条例を廃止する条例

多久市病院事業清算特別会計条例（令和7年多久市条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の多久市病院事業清算特別会計条例による多久市病院事業清算特別会計（以下「廃止会計」という。）に係る令和7年度分の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。
- 3 廃止会計に属する財産、債権債務及び歳計余剰金は、令和8年度以後の多久市一般会計が引き継ぐものとする。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

多久市国民健康保険病院事業の清算が終了するため、条例を廃止する必要がある。

議案甲第3号

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険税条例（昭和29年多久市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（佐賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の10.94」を「100分の10.19」に改める。

第4条中「29,800円」を「30,500円」に改める。

第5条第1号中「第7条の2」の次に「、第9条の6」を加え、「32,200円」を「32,800円」に改め、同条第2号中「16,100円」を「16,400円」に改め、同条第3号中「24,150円」を「24,600円」に改める。

第6条中「100分の3.40」を「100分の3.06」に改める。

第7条中「9,100円」を「9,200円」に改める。

第7条の2第1号中「9,100円」を「9,200円」に改め、同条第2号中「4,550円」を「4,600円」に改め、同条第3号中「6,825円」を「6,900円」に改める。

第8条中「100分の2.59」を「100分の2.34」に改める。

第9条中「12,100円」を「11,400円」に改める。

第9条の2中「5,300円」を「5,100円」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,000円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の6 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分

に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円

(2) 特定世帯 350円

(3) 特定継続世帯 525円

第21条各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「には、17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからクまでに掲げる額を減額して得た額」を加え、同条第1号ア中「20,860円」を「21,350円」に改め、同号イ(ア)中「22,540円」を「22,960円」に改め、同号イ(イ)中「11,270円」を「11,480円」に改め、同号イ(ウ)中「16,905円」を「17,220円」に改め、同号ウ中「6,370円」を「6,440円」に改め、同号エ(ア)中「6,370円」を「6,440円」に改め、同号エ(イ)中「3,185円」を「3,220円」に改め、同号エ(ウ)中「4,778円」を「4,830円」に改め、同号オ中「8,470円」を「7,980円」に改め、同号カ中「3,710円」を「3,570円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について700円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 490円

(イ) 特定世帯 245円

(ウ) 特定継続世帯 368円

第21条第2号ア中「14,900円」を「15,250円」に改め、同号イ(ア)中「16,100円」を「16,400円」に改め、同号イ(イ)中「8,050円」を「8,200円」に改め、同号イ(ウ)中「12,075円」を「12,300円」に改め、同号ウ中「4,550円」を「4,600円」に改め、同号エ(ア)中「4,550円」を「4,600円」に改め、同号エ(イ)中「2,

275円」を「2,300円」に改め、同号エ(ウ)中「3,413円」を「3,450円」に改め、同号オ中「6,050円」を「5,700円」に改め、同号カ中「2,650円」を「2,550円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について500円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 350円

(イ) 特定世帯 175円

(ウ) 特定継続世帯 263円

第21条第3号ア中「5,960円」を「6,100円」に改め、同号イ(ア)中「6,440円」を「6,560円」に改め、同号イ(イ)中「3,220円」を「3,280円」に改め、同号イ(ウ)中「4,830円」を「4,920円」に改め、同号ウ中「1,820円」を「1,840円」に改め、同号エ(ア)中「1,820円」を「1,840円」に改め、同号エ(イ)中「910円」を「920円」に改め、同号エ(ウ)中「1,365円」を「1,380円」に改め、同号オ中「2,420円」を「2,280円」に改め、同号カ中「1,060円」を「1,020円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について200円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 140円

(イ) 特定世帯 70円

(ウ) 特定継続世帯 105円

第21条の3第1号ア中「4,470円」を「4,575円」に改め、同号

イ中「7, 450円」を「7, 625円」に改め、同号ウ中「11, 920円」を「12, 200円」に改め、同号エ中「14, 900円」を「15, 250円」に改め、同条第2号ア中「1, 365円」を「1, 380円」に改め、同号イ中「2, 275円」を「2, 300円」に改め、同号ウ中「3, 640円」を「3, 680円」に改め、同号エ中「4, 550円」を「4, 600円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- | | | |
|---|------------------------|------|
| ア | 第21条第1号キに規定する金額を減額した世帯 | 150円 |
| イ | 第21条第2号キに規定する金額を減額した世帯 | 250円 |
| ウ | 第21条第3号キに規定する金額を減額した世帯 | 400円 |
| エ | アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 | 500円 |

第21条の4に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第21条に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の多久市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

多久市長 香 月 正 則

(提案理由)

地方税法の一部改正への対応及び多久市国民健康保険税の改定のため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第4号

多久市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 特定乳児等通園事業者は、多久市暴力団排除条例（平成24年多久市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団等に該当してはならない。

第4条 前条に規定するもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、基準府令の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく運営に係る準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

多久市長 香 月 正 則

(提案理由)

乳児等通園支援事業に対応した給付制度を開始するため、条例を制定する必要がある。

議案甲第5号

多久市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例

多久市老人ホーム入所判定委員会設置条例（昭和60年多久市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号を次のように改める。

（5） 福祉事務所次長

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

多久市老人ホーム入所判定委員会の構成員の一部を見直すため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第6号

多久市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

多久市敬老祝金支給条例（平成13年多久市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「101歳以上の者」を「最高齢者」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

多久市敬老祝金の支給対象者の一部を見直すため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第7号

多久市企業立地奨励条例

多久市企業立地奨励条例（昭和53年多久市条例第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市内に事業所等の新設又は増設を奨励し、本市における地域経済の活性化、雇用の創出及び定住の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業所等 製造業、運輸業、情報通信業その他の事業で規則に定めるものの用に供する施設をいう。
- （2） 新設 市内に事業所等を有しない者が、市内に新たに事業所等を設置することをいう。
- （3） 増設 市内に事業所等を有する者が、市内に新たに事業所等を設置し、又は既存の事業所等を拡充することをいう。
- （4） 事業所等設置者 事業所等を新設し、又は増設する者をいう。
- （5） 課税免除対象者 事業所等設置者のうち、第5条第2項の規定により奨励措置適用事業所等の指定を受けたもので、規則で定める対象事業の区分に応じた要件に該当する者をいう。
- （6） 特例対象者 事業所等設置者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 本市と新設又は増設に係る進出協定（以下「進出協定」という。）を締結し、当該進出協定の締結日（既に進出協定を締結している者については、第5条第2項の規定による奨励措置適用事業所等の指定の日）か

ら起算して2年(2年以内に操業を開始できない合理的な理由がある場合は、市長が別に定める期間)以内に操業を開始し、かつ、事業所等における操業が10年以上継続することが見込まれること。

イ 第5条第2項の規定により奨励措置適用事業所等の指定を受け、かつ、規則で定める対象事業の区分に応じた要件に該当すること。

(7) 奨励対象者 課税免除対象者のうち、前号アの要件に該当する者をいう。

(8) 投下固定資産 新設又は増設に伴い取得した事業所等の事業の用に供する土地、建物及び償却資産をいう。

(9) 常用労働者 労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条第1項の労働者名簿に記載された者をいう。

(10) 新規常用従業者 新設又は増設される事業所等の常用労働者(配置転換、出向等により当該事業所等に雇用される場合は、市外から市内へ転入する者に限る。)で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

ア 第12条ただし書に規定する雇用奨励金に係る申請書を提出する日(以下「雇用奨励金申請日」という。)において、新設又は増設における操業開始の日前1年以内の日から操業開始の日後3年以内の日までに、当該事業所等で1年以上継続して雇用されていること。

イ 雇用奨励金申請日において、市内に住所を有すること。

(便宜供与)

第3条 市長は、事業所等設置者に対し、次に掲げる便宜を供与することができる。

(1) 事業所等の設置に必要な情報を提供すること。

(2) 敷地の取得、労務の充足、資材資金の調達、輸送施設の整備その他事業所等の設置に必要な事項について、協力又はあっ旋すること。

(奨励措置)

第4条 市長は、事業所等設置者に対し、次に掲げる奨励措置を行うことがで

きる。

(1) 固定資産税の課税免除等（課税の免除又は不均一課税をいう。以下同じ。）

(2) 雇用奨励金の交付

(3) 用地取得奨励金の交付

(4) 操業支援補助金の交付

（奨励措置適用事業所等の指定）

第5条 前条の奨励措置を受けようとする者は、規則で定める申請書を事業所等の新設又は増設に係る工事に着手する日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認める者について奨励措置適用事業所等に指定するものとする。

（固定資産税の課税免除等）

第6条 市長は、課税免除対象者の投下固定資産に対して課する固定資産税については、新設又は増設後に最初に課すべきこととなる年度（以下「当初課税年度」という。）以降6箇年度について、課税を免除することができる。

2 市長は、特例対象者の投下固定資産に対して課する固定資産税については、当初課税年度以降5箇年度については課税を免除し、その翌年度以降5箇年度については多久市税条例（昭和29年多久市条例第44号）第62条の規定にかかわらず、同条による税率に2分の1を乗じて得た税率とすることができる。

3 市長は、第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けている課税免除対象者が、当初課税年度以降5箇年度中に、特例対象者の要件を満たすに至った場合は、第2項の規定を適用することができる。この場合において、課税免除等の適用期間は当初課税年度から起算するものとする。

4 市長は、前2項の規定にかかわらず、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第24条に規定する固定資産税及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第2

6条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第3条第2号に掲げる固定資産税については、当初課税年度以降6箇年度については課税を免除し、その翌年度以降4箇年度については多久市税条例第62条の規定にかかわらず、同条による税率に2分の1を乗じて得た税率とすることができる。

5 第1項から前項までの規定により固定資産税の課税免除等を受けた者が、規則で定める要件を満たさなくなった場合は、その翌年度以降、当該固定資産税の課税免除等を適用しないものとする。

(雇用奨励金)

第7条 市長は、奨励対象者又は特例対象者に対し、新規常用従業者が5人以上である場合は、当該新規常用従業者数に50万円を乗じて得た金額を雇用奨励金として交付することができる。ただし、当該奨励金の金額は、5,000万円を限度とする。

(用地取得奨励金)

第8条 市長は、奨励対象者又は特例対象者に対し、取得した用地の面積が5,000平方メートル以上の場合は、当該用地の取得金額に20パーセントを乗じて得た金額を用地取得奨励金として交付することができる。ただし、当該奨励金の金額は、3,000万円を限度とする。

(操業支援補助金)

第9条 市長は、特例対象者に対し、規則で定めるところにより、操業支援補助金を交付することができる。ただし、当該補助金の金額は、5,000万円を限度とする。

(事業所等設置者の責務)

第10条 事業所等設置者で奨励措置を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たすよう努めなければならない。

- (1) 生活環境及び自然環境の保全
- (2) 市が実施する諸施策への協力
- (3) 市内居住者の優先雇用

(履行の義務)

第11条 奨励措置を受けようとする者は、市税その他本市に対する納付義務を完全に履行していなければならない。

(奨励措置の申請)

第12条 奨励措置を受けようとする者は、規則に定める申請書を市長に提出しなければならない。ただし、第7条の規定による雇用奨励金の申請については、新設又は増設につき1回とする。

(変更等の届出)

第13条 奨励措置の決定を受けた者は、前条の申請の内容に変更等が生じたときは、規則で定める届出書により、直ちに市長に届け出なければならない。

(指定の承継)

第14条 相続、譲渡、合併その他の事由により奨励措置適用事業所等の指定を受けた者に変更が生じたときは、承継者は、規則で定める届出書に承継の事実を証する書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出書が提出された場合は、承継者に対して被承継者の残存する奨励措置を適用することができる。

(奨励措置の取消等)

第15条 市長は、奨励措置を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨励措置の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 事業所等を当該事業以外の用途に供したとき。
- (2) 事業を廃止若しくは休止したとき、又はその状態にあると認めるとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為により奨励措置を受けたとき。
- (4) 正当な理由なく操業を開始しないとき。
- (5) この条例の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により奨励措置の決定を取り消したときは、既に受けた課税免除等に係る税額に相当する金額の全部若しくは一部を納付させ、又は既に交付した奨励金若しくは補助金の全部若しくは一部を返還させること

ができる。

(調査)

第16条 市長は、奨励措置について必要があると認めるときは、奨励措置を受けた者から報告を徴し、又は職員に命じて当該奨励措置に関する帳簿書類を調査させることができる。

2 奨励措置を受けた者は、前項の調査を拒むことができない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例の廃止)

2 多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例（平成17年多久市条例第21号。以下「旧特区条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の多久市企業立地奨励条例（以下「旧奨励条例」という。）又は廃止前の旧特区条例の規定により固定資産税の課税免除等の適用及び奨励金又は補助金の交付（以下「奨励措置」という。）を受けている者（この条例の施行の日前に旧奨励条例又は旧特区条例の規定に基づき奨励措置の申請をした者を含む。）については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

多久市長 香 月 正 則

(提案理由)

奨励措置を見直すことにより企業の立地促進を図るため、条例の全部を改正する必要がある。

議案甲第8号

第5次多久市総合計画後期基本計画について

第5次多久市総合計画後期基本計画を別冊のとおり定めたいので、多久市議会基本条例（平成23年多久市条例第4号）第9条第1項及び多久市総合計画条例（平成31年多久市条例第1号）第5条の規定に基づき、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

多久市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、この案を提案する。

議案甲第9号

多久市過疎地域持続的発展計画について

多久市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり定めたいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

過疎地域の持続的発展を図る基本方針を定めるため、この案を提案する。

議案甲第10号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項で準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

路線番号	路線名	起 点
		終 点
361	大野白木線	南多久町大字花祭 2960 番 7 地先
		南多久町大字花祭 3464 番 1 地先
580	梅野・大峠線	多久町 1887 番 12 地先
		多久町 3555 番 1 地先
1039	十原4号線	北多久町大字小侍 1245 番 17 地先
		北多久町大字小侍 1245 番 19 地先
1040	十原5号線	北多久町大字小侍 1245 番 28 地先
		北多久町大字多久原 1283 番 3 地先

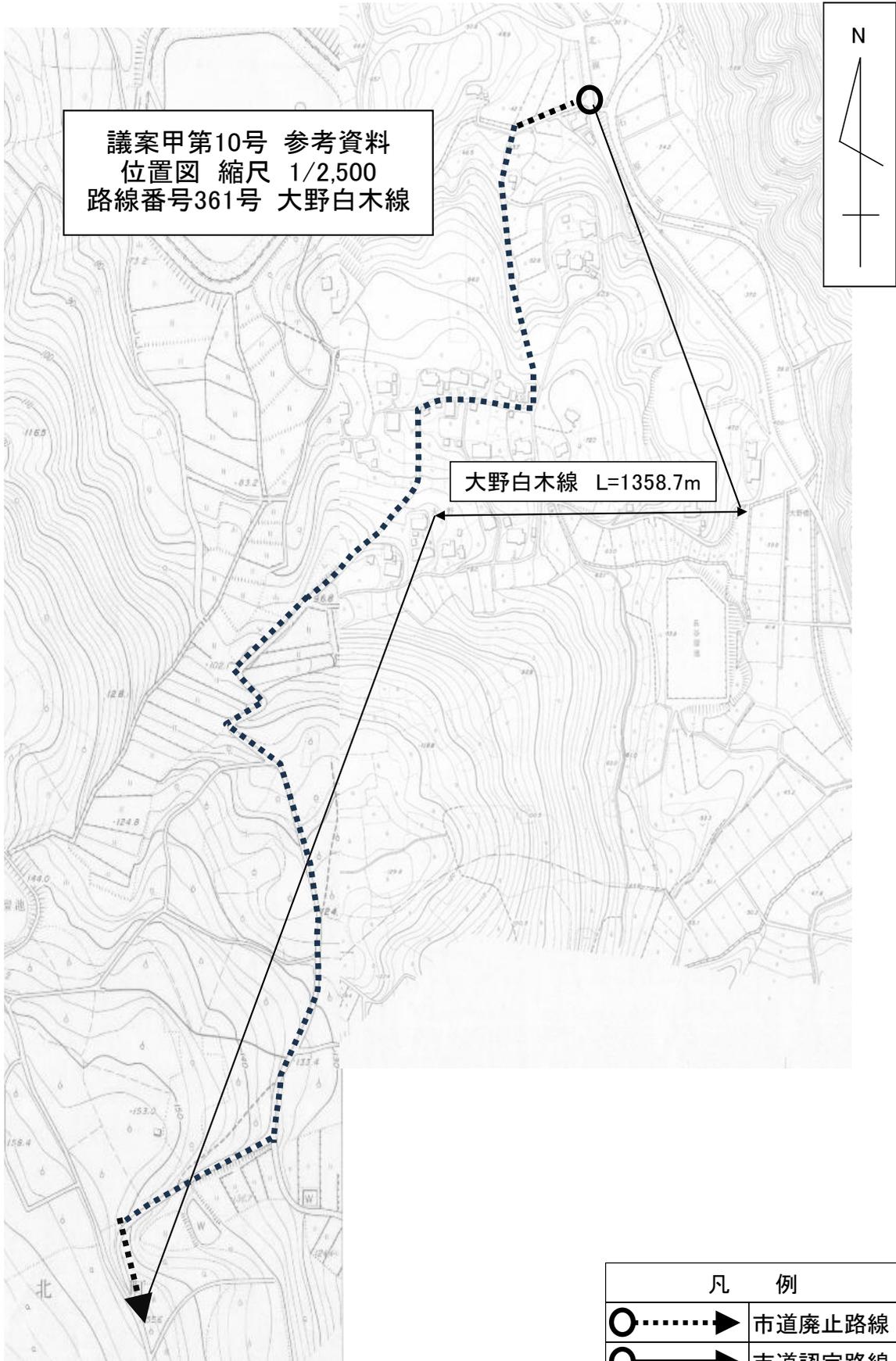
上記の議案を提出する。

令和8年3月2日

多久市長 香 月 正 則

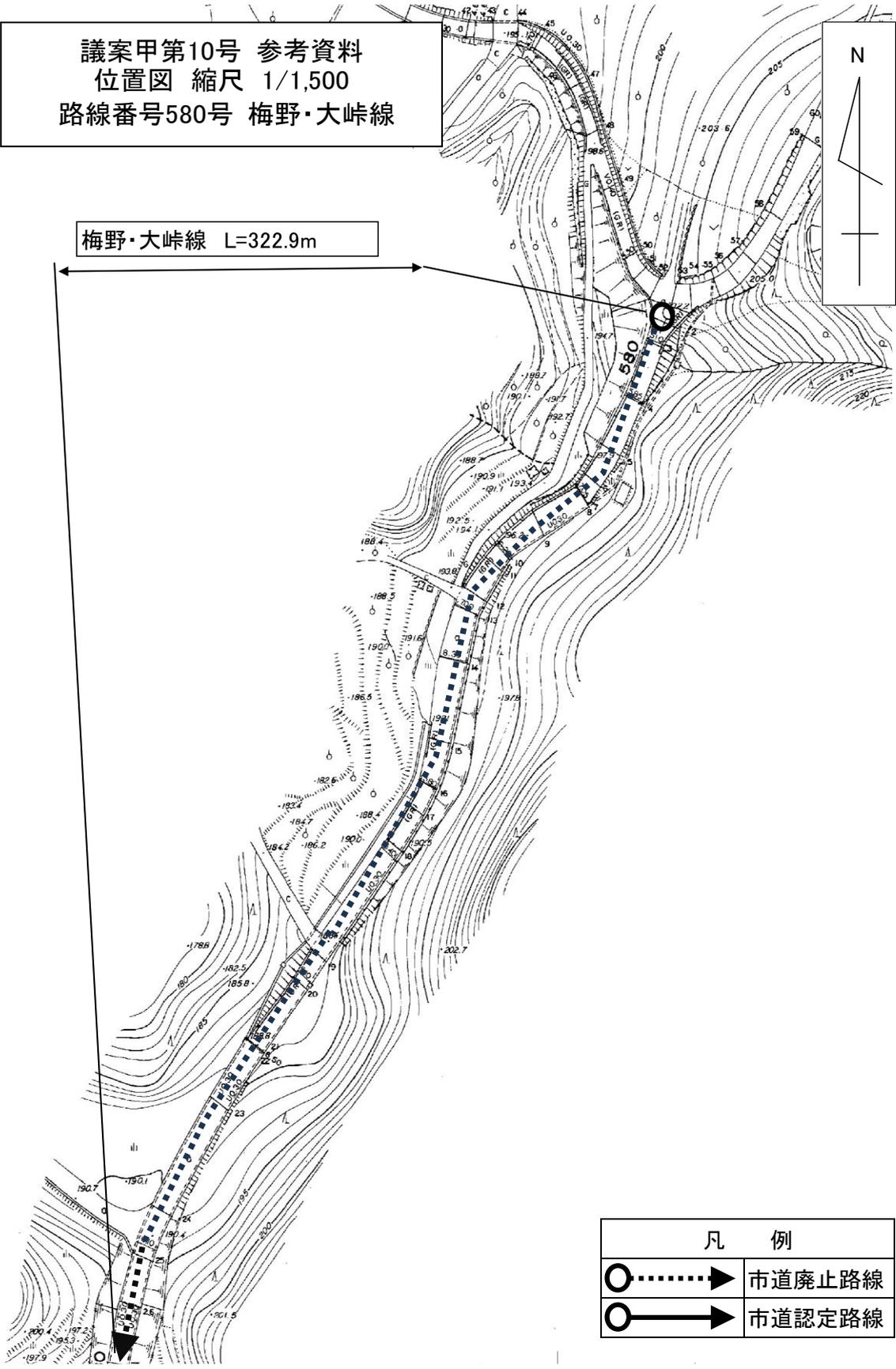
(提案理由)

市道路線の見直しにより、4路線を廃止する必要があるため、この案を提案する。



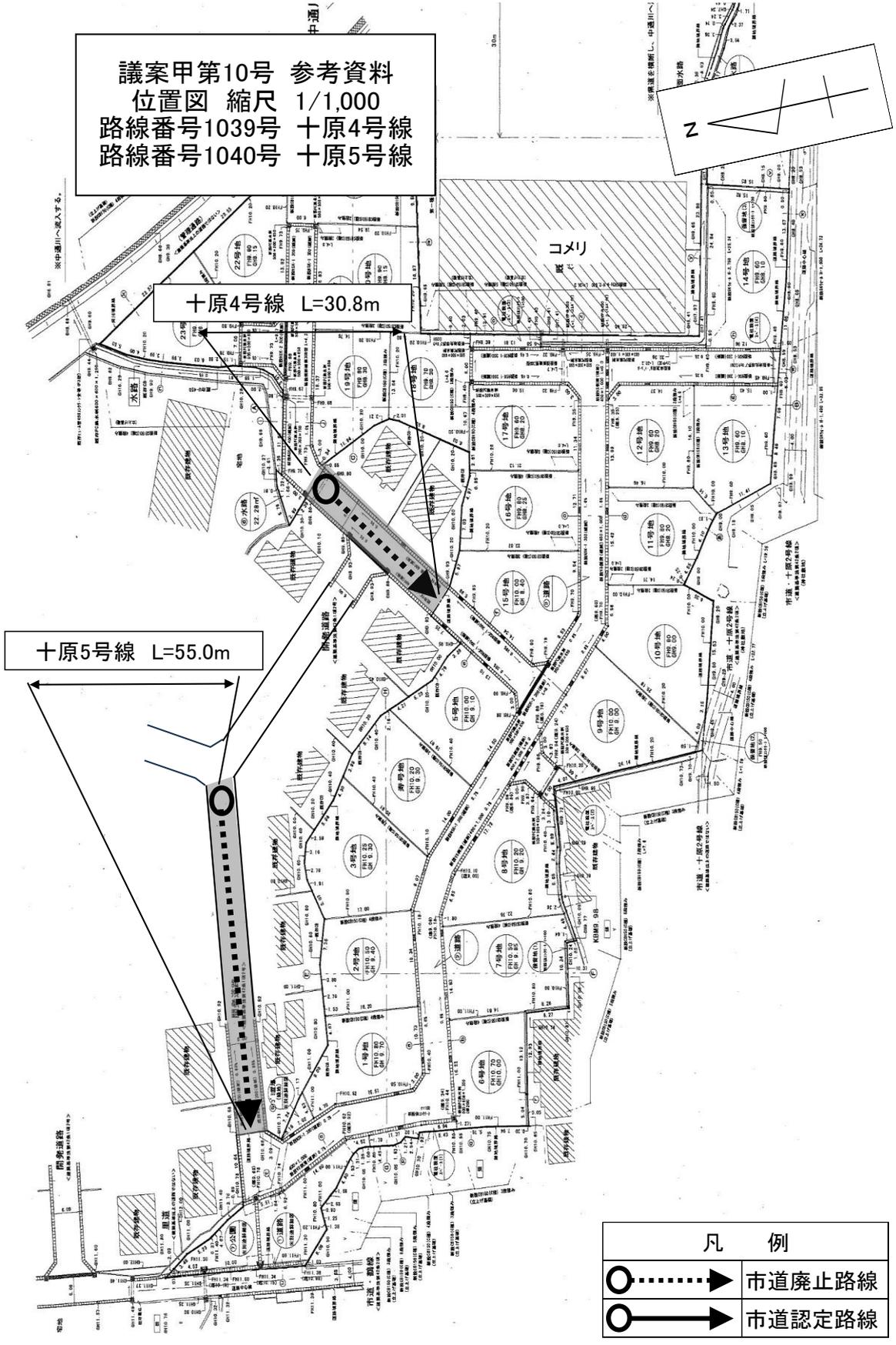
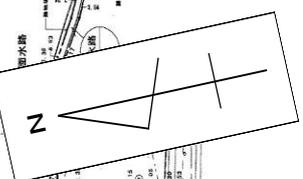
議案甲第10号 参考資料
 位置図 縮尺 1/1,500
 路線番号580号 梅野・大峠線

梅野・大峠線 L=322.9m



凡 例	
	市道廃止路線
	市道認定路線

議案甲第10号 参考資料
 位置図 縮尺 1/1,000
 路線番号1039号 十原4号線
 路線番号1040号 十原5号線



十原4号線 L=30.8m

十原5号線 L=55.0m

凡 例	
	市道廃止路線
	市道認定路線

議案甲第 1 1 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいので、道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

路線番号	路線名	起 点
		終 点
361	大野白木線	南多久町大字花祭 2960 番 7 地先
		南多久町大字花祭 3475 番地先
580	梅野・大峠線	多久町 1887 番 12 地先
		多久町 3555 番 1 地先
1039	十原4号線	北多久町大字小侍 1240 番 22 地先
		北多久町大字小侍 1240 番 17 地先
1040	十原5号線	北多久町大字小侍 1245 番 28 地先
		北多久町大字多久原 1240 番 19 地先
1046	十原7号線	北多久町大字小侍 1299 番 10 地先
		北多久町大字多久原 1240 番 16 地先

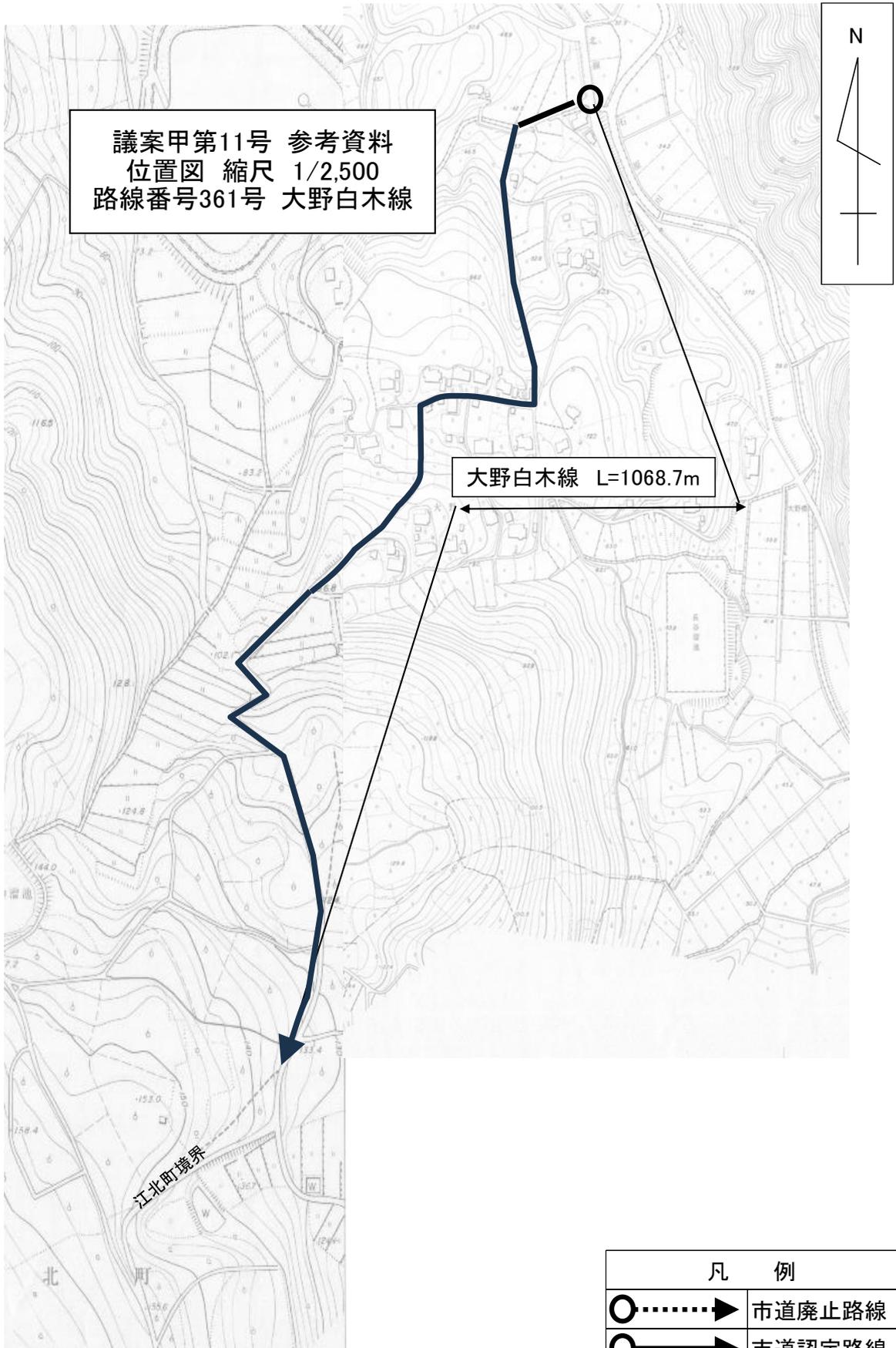
上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 日

多久市長 香 月 正 則

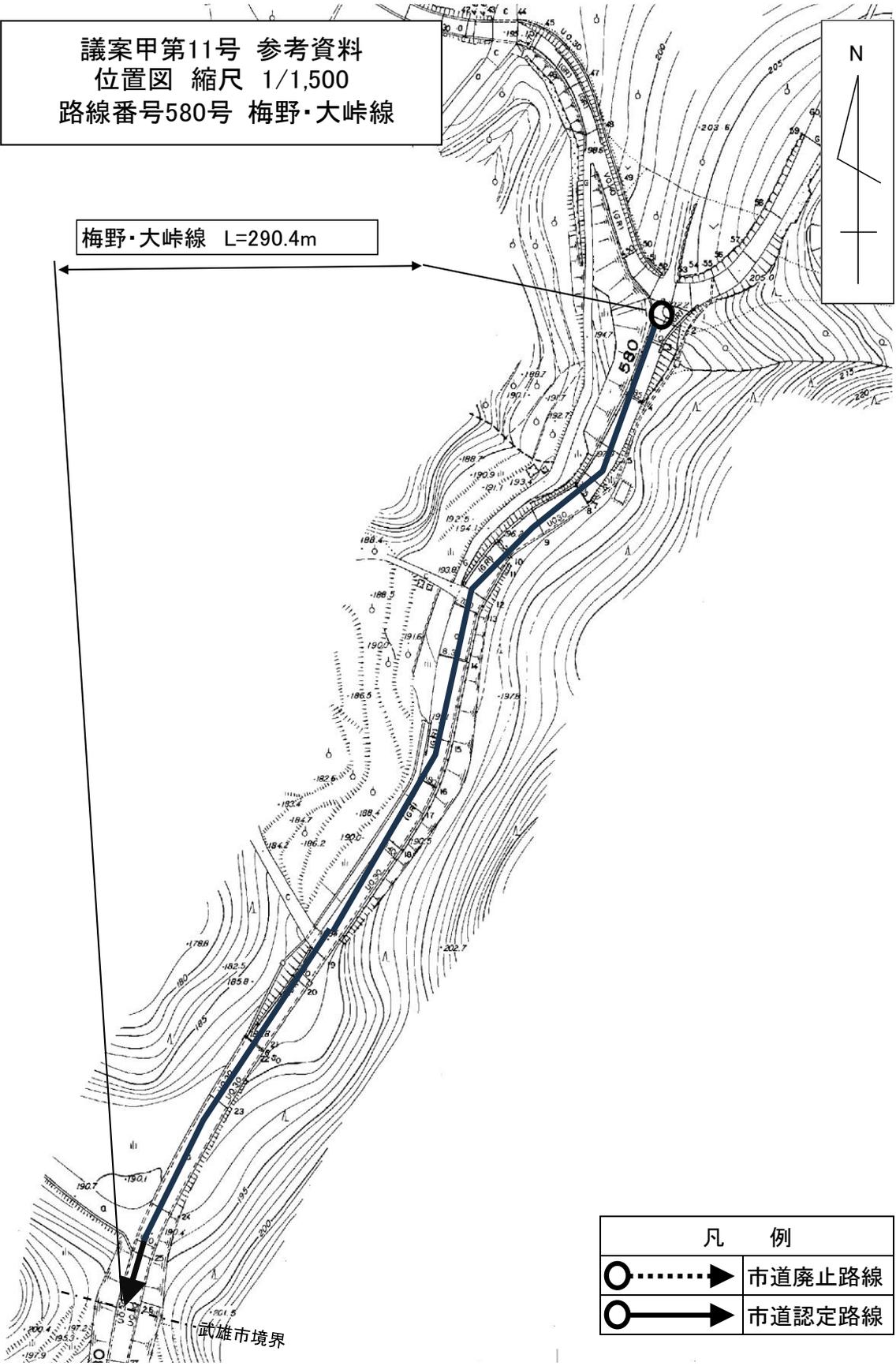
(提案理由)

新規 5 路線を認定する必要があるため、この案を提案する。



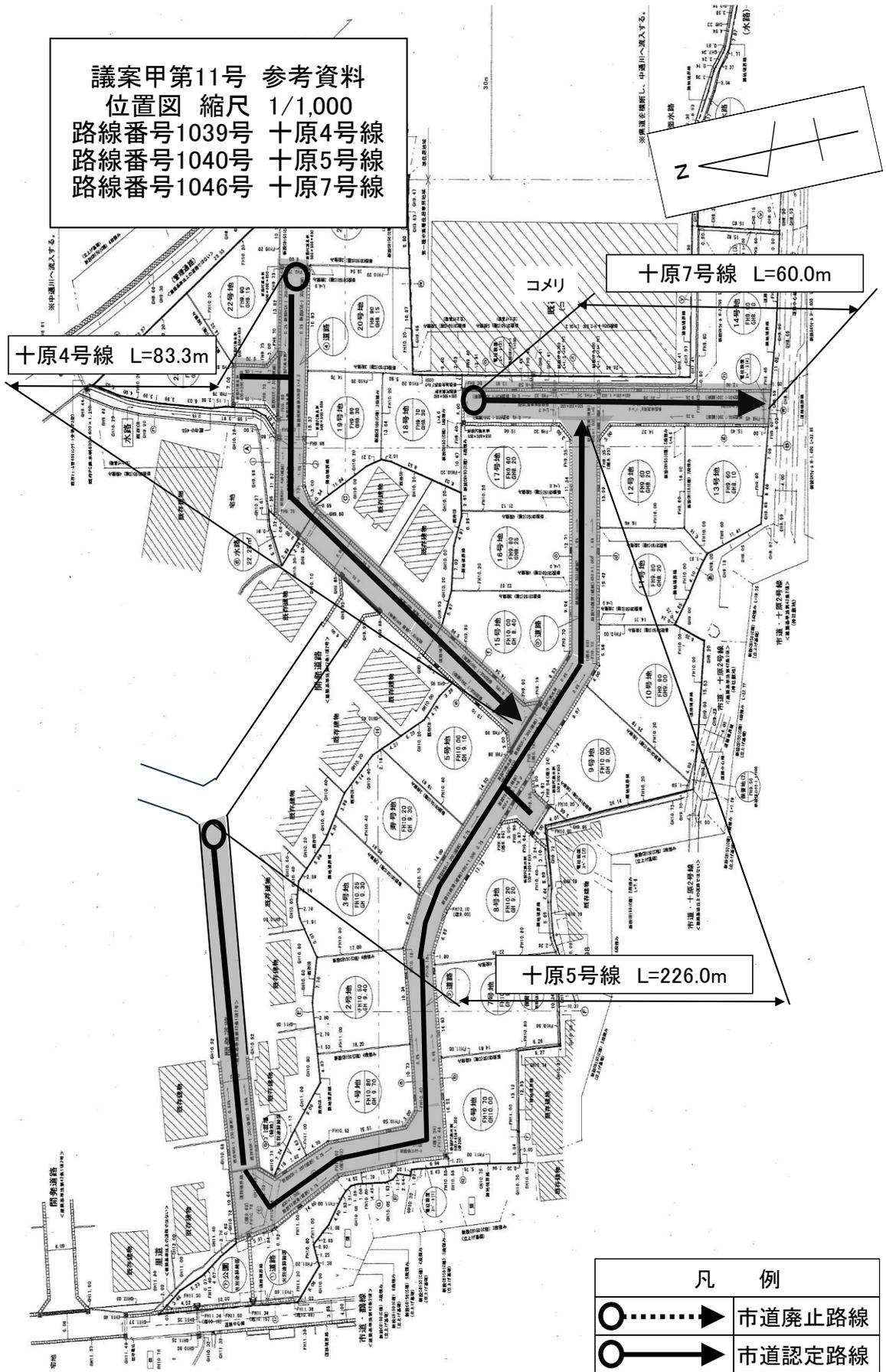
議案甲第11号 参考資料
 位置図 縮尺 1/1,500
 路線番号580号 梅野・大峠線

梅野・大峠線 L=290.4m



凡 例	
	市道廃止路線
	市道認定路線

議案甲第11号 参考資料
 位置図 縮尺 1/1,000
 路線番号1039号 十原4号線
 路線番号1040号 十原5号線
 路線番号1046号 十原7号線



凡 例	
	市道廃止路線
	市道認定路線

議案乙第7号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度多久市一般会計補正予算（第6号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年3月2日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

令和7年度多久市一般会計補正予算（第6号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度多久市一般会計補正予算（第6号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月14日

多久市長 香 月 正 則

議案乙第8号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度多久市一般会計補正予算（第7号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年3月2日

多久市長 香 月 正 則

（提案理由）

令和7年度多久市一般会計補正予算（第7号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度多久市一般会計補正予算（第7号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和8年1月20日

多久市長 香 月 正 則